

事務連絡  
令和4年3月16日

各地方農政局経営・事業支援部食品企業課長 殿

新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室長

強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した非保有方式の施設整備について  
(周知依頼)

食品流通拠点の整備については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等（以下「強農交付金等」という。）により支援しているところですが、昨年、地方分権改革の提案募集において、地方公共団体が施設を保有しない方式での卸売市場施設の整備について、支援対象を拡大することなどの要望が出されたところです。

強農交付金等を活用した施設整備事業では、地方公共団体が事業実施主体になる以外にも、PFI選定事業者が事業実施主体となることが可能であり、PFI選定事業者が施設を整備した後に地方公共団体に所有権を引き渡さない非保有方式（BOO方式）での整備も可能となっているところですので、具体的な検討の相談に対応することと併せて、改めて貴局管内の都府県あてその旨を周知願います。

その際、各都府県管内の市町村にも周知依頼をしていただくよう、併せてお願いいたします。

なお、PFI方式により卸売市場を整備した事例については、当省ホームページでも紹介しているところです。

また、内閣府のホームページでは、公共施設の非保有手法の考え方が紹介されていますので、上記と併せてお知らせいただきますようお願いいたします。

【当省ホームページ】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/pdf/pfi-1.pdf>

【内閣府ホームページ】

[https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual\\_kokyohisetsuhohoyu.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_kokyohisetsuhohoyu.pdf)

事務連絡  
令和4年3月16日

北海道経済部地域経済局中小企業課長 殿

農林水産省新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室長

強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した非保有方式の施設整備について  
(周知依頼)

食品流通拠点の整備については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等（以下「強農交付金等」という。）により支援しているところですが、昨年、地方分権改革の提案募集において、地方公共団体が施設を保有しない方式での卸売市場施設の整備について、支援対象を拡大することなどの要望が出されたところです。

強農交付金等を活用した施設整備事業では、地方公共団体が事業実施主体になる以外にも、PFI選定事業者が事業実施主体となることが可能であり、PFI選定事業者が施設を整備した後に地方公共団体に所有権を引き渡さない非保有方式（BOO方式）での整備も可能となっているところですので、具体的な検討の相談に対応することと併せて、改めて北海道内の市町村あてその旨を周知願います。

なお、PFI方式により卸売市場を整備した事例については、当省ホームページでも紹介しているところです。

また、内閣府のホームページでは、公共施設の非保有手法の考え方が紹介されていますので、上記と併せてお知らせいただきますようお願いいたします。

**【当省ホームページ】**

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/pdf/pfi-1.pdf>

**【内閣府ホームページ】**

[https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual\\_kokyoshisetsuhoyu.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_kokyoshisetsuhoyu.pdf)

事務連絡  
令和4年3月16日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課長 殿

農林水産省新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室長

強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した非保有方式の施設整備について  
(周知依頼)

食品流通拠点の整備については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等（以下「強農交付金等」という。）により支援しているところですが、昨年、地方分権改革の提案募集において、地方公共団体が施設を保有しない方式での卸売市場施設の整備について、支援対象を拡大することなどの要望が出されたところです。

強農交付金等を活用した施設整備事業では、地方公共団体が事業実施主体になる以外にも、PFI選定事業者が事業実施主体となることが可能であり、PFI選定事業者が施設を整備した後に地方公共団体に所有権を引き渡さない非保有方式（BOO方式）での整備も可能となっているところですので、具体的な検討の相談に対応することと併せて、改めて沖縄県あてその旨を周知願います。

その際、県内の市町村にも周知依頼をしていただくよう、併せてお願いいたします。

なお、PFI方式により卸売市場を整備した事例については、当省ホームページでも紹介しているところです。

また、内閣府のホームページでは、公共施設の非保有手法の考え方が紹介されていますので、上記と併せてお知らせいただきますようお願いいたします。

**【当省ホームページ】**

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/pdf/pfi-1.pdf>

**【内閣府ホームページ】**

[https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual\\_kokyohisetsuhihoyu.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_kokyohisetsuhihoyu.pdf)